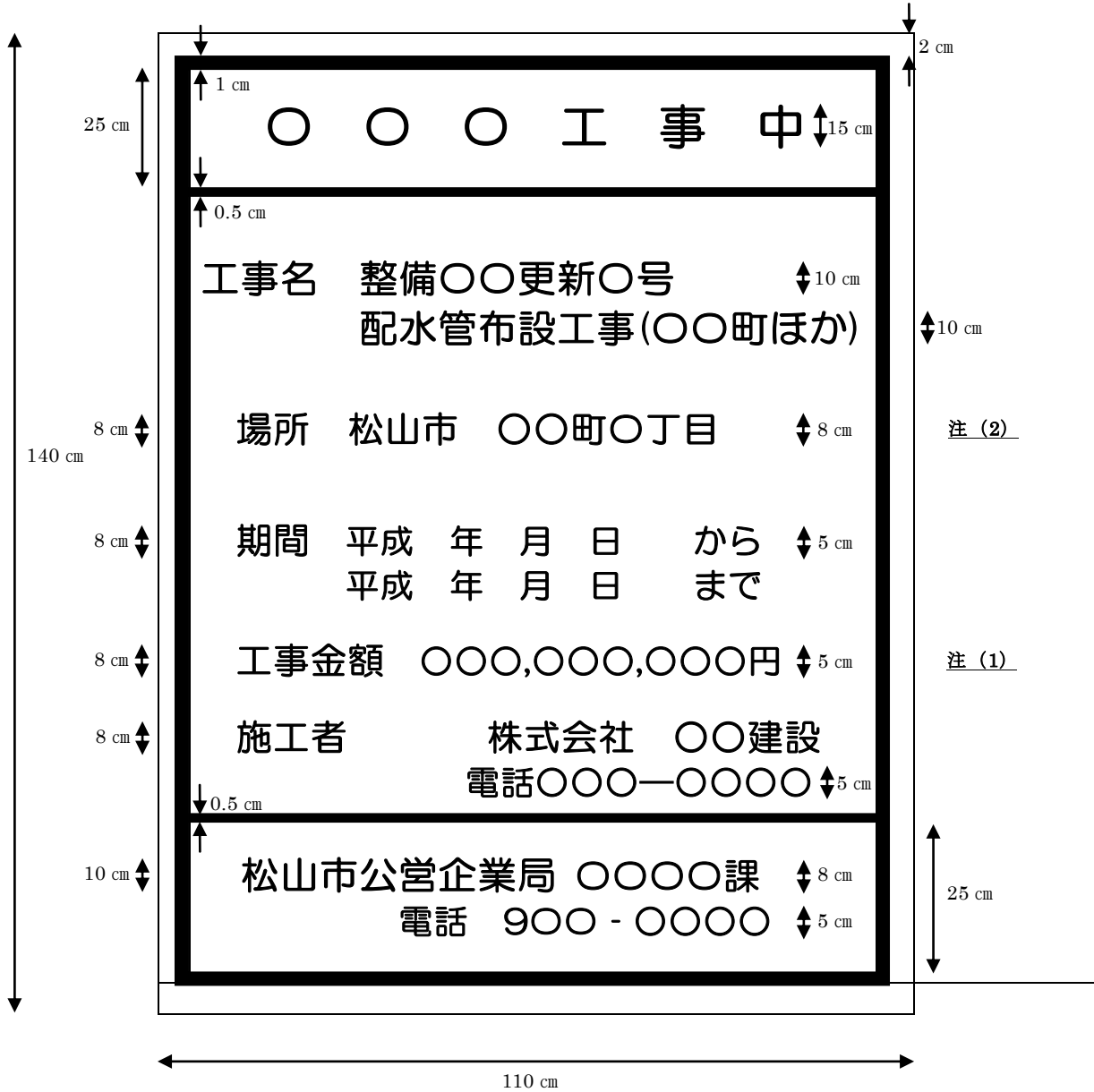


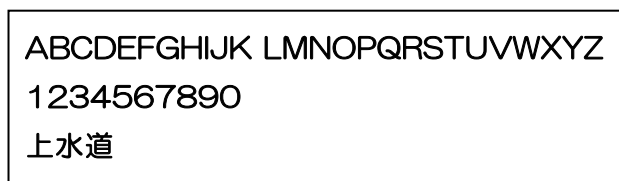
# 標示板施設仕様に関する特記仕様書

◎標準標示板（一例）



## 備考

- 標示板の設置は、水道工事標準仕様書（1.1.23 施工管理第3項）による。
- 標示板は、道路交通の安全かつ円滑な通行を確保するために設置するものであるが、松山市公営企業局が発注する一定規模以上の公共工事については、その工事金額も市民に周知し、理解と協力を求めるものとする。
- 「〇〇工事中」の文字には、反射装置を施すものとする。
- 設置箇所は原則、工事区間の起終点に各1基とし、道路の左側の路面またはそれに準ずる箇所とし、安易に傾倒しないよう処置するものとする。なお、終日設置する場合は、堅固な構造物として整然と設置すること。
- 修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うものとする。
- 色彩は「〇〇工事中」を赤色、その他の文字及び線を青色、地を白色とする。
- 縁の余白は2cm 縁線の太さは1cm 区画線の太さは0.5cm とする。
- 建築工事等は「区間」を「場所」に書き換え表示するものとする。
- 文字の形は、下に図示するようなゴシック調のものを基本とする。



\*現場での設置個所や標示板の仕様などについては、監督員と協議すること。

## 注

- (1) 工事金額を記入する工事は、工事金額が1億円以上の工事とする。
- (2) 場所は、施工している場所を明記する。（「〇〇町〇丁目ほか」と括らない）